

## 日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、事業構造改革及び信頼される組織運営の実現を目指し、「NHK経営計画 2024-2026年度」（以下「中期経営計画」という。）に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画については、令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金570億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。

本年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。

また、現在、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

さらに、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、上述の公共放送の担い手としての社会的使命を果たしつつ、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。

特に以下の点について配慮すべきである。

#### 1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 令和5年5月15日に放送した「ニュースウオッチ9」において、視聴者を誤認させる不適切な伝え方が行われ、同年12月5日に放送倫理・番組向上機構（BPO）放送

倫理検証委員会から「放送倫理違反があった」との意見が出されており、再発防止の徹底に向けた取組を引き続き着実に実施すること。

- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が令和5年10月に改定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者等向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 4K8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

## 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等

- ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突等の国際情勢、偽・誤情報の影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化や放送番組の海外事業者への適正な提供を図ること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、信頼できる情報発信主体として我が国やアジアの視点で情報発信する取組の充実を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、衛星放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減の両立を図ること。
- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこととし、安定的な運用の確保に向け、今後予定されている八俣送信所の送信設備

の移行工事については、迅速かつ確実な対応に努めること。

### 3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等

- 情報空間がインターネットへと広がるデジタル時代において、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、我が国の放送全体の発展に貢献するという協会の役割を踏まえ、我が国コンテンツ産業の競争力強化に貢献するとともに、視聴者が継続的・安定的に協会の放送番組を視聴できるよう、インターネット活用業務の在り方について検討を進めていくこと。
- インターネット活用業務については、令和4年4月から、地上テレビジョン放送について原則全ての放送時間での同時配信が始まったところであり、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、インターネット活用業務実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表すること。
- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 地方向け番組の配信については、「2024年度（令和6年度）インターネット活用業務実施計画」（令和6年1月9日）において、18時台のニュースの見逃し配信について、全ての放送局の番組配信を実施するとされているところ、引き続き地方向け番組の配信の充実に努めるとともに、災害情報の多角的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に努めること。
- 協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることを踏まえ、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じてその積極的な利活用を図ること。

### 4 経営改革の推進

- 音声波の整理・削減については、中期経営計画に基づく削減時期・方法を具体化するよう、音声波の災害時における役割や聴取者への影響を考慮しつつ検討を進めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（令和4年10月改定）等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社・関連会社を含む「グループ経営」については、令和4年12月に設立した「株式会社NHKメディアホールディングス」、令和5年4月に関連公益法人等を統合して設立した「NHK財団」の効果のほか、子会社・関連会社が実施している業務の適正性や保有する資産の効率性について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めること。特に、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を実現することや、情報公開等による透

明性の向上についても一層の取組を進めること。また、協会内外においてコンテンツ制作に係る人材を確保するため適切な対価の設定等に努めるほか、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従って、特に価格交渉や価格転嫁について、積極的に協議・相談に応じるなど、適正な製作取引の確保に努めるとともに、適正な製作環境の確保にも努めること。

- 令和4年12月のNHKにおける稟議で、衛星放送番組のインターネット活用業務に係る設備調達に関し、違法性が疑われる支出は認められなかったものの、令和5年度収支予算・事業計画との関係で明確な説明が行われぬまま手続が進められていた事案が明らかになった。また、令和5年12月には、取材に関する情報の流出が明らかになり、加えて、報道局職員による、飲食を伴う取材活動の経費の申請に関する不正請求が認定された。こうした不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであり、引き続き、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなったことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年10月に管理職の職員が亡くなり再び労災認定を受ける事態となったことを重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹底すること。また、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く)・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」(令和3年3月)に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)により、地上波中継局について民間放送事業者等との共同利用が可能となることも見据え、放送全体のプラットフォームとして、ネットワーク効率化の取組を着実に実施していくこと。

## 5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等

- 令和6年度の支払率は78%、営業経費率は9.3%となる見込みである。未契約者及び未払者対策について、協会は、従来の巡回訪問中心の契約・収納活動から、デジタル・書面・電話などによる効率的な契約・収納活動への転換等を進めるとしているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向け、営業活動の合理化・適正化を図りつつ、支払率向上のため、民事手続及び割増金制度の適切な活用を含め、より一層の取組を進めること。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法などについて、不断に点検及び見直しを行うこと。

## 6 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化

- 令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震における経験も踏まえ、災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、被災者に対する情報伝達手段を確保するため、避難所等における受信設備設置等の視聴環境整備の支援に努めること。
- 災害時には、特にSNS等による偽・誤情報の発信・拡散も想定されることから、放送等を通じて偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に呼びかけること。
- 災害からの復旧・復興の観点から、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。
- 偽・誤情報対策に係る技術開発等に努めること。

## 7 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等

- 放送センターの建替については、引き続き、建替の経費が受信料により賄われることを十分認識し、「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、既存業務の見直し等を踏まえつつ、事業規模について不断に精査を行い、建替の内容や工期等の見直しなどを早期に具体化すること。その際、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、建設費の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に還元すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。